

国内募集型企画旅行条件書

お申込み際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行条件は、2016年3月1日を基準としております



東京都知事登録旅行業第2-6913
(一社)全国旅行業協会正会員

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、リズムトラベル(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は募集広告の各コースごとに記載されている条件の他、本旅行条件書、最終日程表及び、当社の「旅行業約款」(募集型企画旅行契約の部という)によります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることが出来るように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

(1) 当社は、電話、ファクシミリ、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。

(2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前(日帰り旅行は10日前)までに全額をお支払いいただきます。

3. 団体・グループ契約

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、お申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし契約取引を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来背負う事が予測される債務があった場合、何ら責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. 申込条件

(1) お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合がございます。

(3) 体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病など現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方など、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送、宿泊期間などのお申込みをお断りさせていただく場合がございます。状況により、お申込みを介助者・同伴者の同行などを条件とする場合がございます。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合がございます。

(4) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約など)でお受けすることがあります。

(5) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みを、お断りする場合がございます。

(6) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りする場合がございます。

5. 契約の成立と契約書面、最終旅行日程書のお渡し

(1) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金又は旅行代金の全額を受領した時点で成立するものとします。

(2) 契約書面で確定された旅行日程又は運送もしくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況に記載した書面(最終日程書)(以下確定書面)を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約のお申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合がございます。又交付期日前であっても、お問合せいただければ、当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また、21日にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点または、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 募集広告に明示した運送機関の運賃・料金(注釈がないかぎりエコノミー)、宿泊代、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド代)及び消費税など諸税(但し、基準期日現在に公示されているものに限ります)。

(2) 添乗員が同行するコースの同行費用

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を下記に例示します。

(1) 旅行日程中の自由行動・フリータイム・各自でお客様負担などと記載されている区間の交通費などの費用。

(2) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。

(3) クリーニング代、電報、電話料、追加飲食費など個人的性質の諸費用、及びそれに伴う諸税、サービス料。

(4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費など。

(5) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(6) 基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料・諸税。

(7) 傷害・疾病に関する医療費。

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令、当初の運行計画に寄らない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が、当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、交替に要する手数料をお支払いいただきます。但し、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りすることがあります。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受領した時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者がお客様から旅行の契約に関する一切の権利及び、義務を継承するものとします。

11. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

(1) 当社は、利用される運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変更等により、通常予想される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少した時は、当社はその変更差額だけ、旅行代金を減額いたします。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

12. 旅行契約の解除

旅行開始前

お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第14項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(1) 当社は、次に掲げる場合においてお客様に理由を説明し、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在やその他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めたとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めたとき。

エ. お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数が募集広告等に記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

カ. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

13. 旅行契約の解除・払い戻し

旅行開始後

(1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続が困難と当社が認めるとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員や現地係員その他の者の当社の指示への違背、これらの者又は、同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合であっても旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金の内、お客様が今だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に更に支払い、又これから支払うべき取消料・違約金、その他の名目による費用を差し引いて、契約書面の記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しをいたします。

(3) 本項(1)ア、イにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

(4) 集合時間を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合、権利放棄とみなし払い戻しはできません。

14. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとり以下記の料率の取消料をお支払いいただきます。(但し、募集広告に取消料を明示した場合にはそれによります)。

【表1】取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右日帰り旅行以外	日帰り旅行
①21日前にあたる日以降の解除	無料	無料
②20日前にあたる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の20%	無料
③7日前にあたる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑤旅行開始日の当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑥旅行開始後の解除(無連絡不参加を含む)	旅行代金の100%	旅行代金の100%

15. 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。但し、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

- お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認めるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない時は、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、又、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様の内容となるよう努めることなど。契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

16. 添乗員等

- 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第15項に掲げる業務、その他の当該旅行に当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 添乗員の同行の有無は、募集広告に明示してあります。
- お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- 添乗員等の業務は、原則8時から20時までとします。
- 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び、解散場所からの行程については添乗員は同行しませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。(一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします)

17. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の(伝染病による隔離・自由行動)の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮等の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償を責任を負うものではありません。
- お荷物の損害については本項(1)の規定に関わらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

18. お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行地において、速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

19. 特別補償

- 当社は(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別保証規定により、お客様が募集型企画旅行に参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったとき、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金をお支払いいたします。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他のその他当社約款特別保証規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気による死亡、治療費用、賠償責任、救護費用には一切適用されません。
- 当社が、前項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき補償金の一部又は全部に充当いたします。
- お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法定違反行為、法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山(ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スノボ、スキー、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、搭乗、マイクロライト等搭乗)、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

20. 旅程保証

- 当社は右記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます)が生じた場合は、旅行代金に右記の率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について当社に第17項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。ア. 当社に掛ける事由による変更
① 天災地変、② 戦乱、③ 暴動、④ 官公署の命令、⑤ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、⑥ 当初の運行計画に寄らない運送サービスの提供、⑦ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

イ. 第12項に規定に基づき旅行契約が解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

【変更補償金】

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ又は経由地への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9. 前各号に掲げる変更の内契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項への変更	2.5%	5.0%
注1. 「旅行開始日前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始日後」とは当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。		
注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は、確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は一泊につき、一件として取り扱います。		
注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへと変更を伴う場合には適用いたしません。		
注5. 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊に付一件として取り扱います。		
注6. 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。		

21. 旅行条件・旅行代金の基準

- この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、募集広告等に明示した日となります。
- 特に注釈がない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。
- 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、2人部屋追加料金、1人部屋追加料金の選択、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着日の選択等(パンフレットに表示して追加する代金をいいます。(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。
- 本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告に旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第14項の取消料、第20項の変更補償金及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金に含まれません。

22. その他

- お買物について
お客様が個人的な案内、買物を添乗員、現地係員に依頼された場合のそれに伴う、諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意により荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時にはそれらの諸費用をお客様にご負担いただきます。又、お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがございます。当社ではお店の選定に万全を期しておりますが、購入の際にはお客様ご自身の責任でご購入ください。商品の交換や返品等のお手伝いはしかねますのでトラブルが生じないよう商品のご確認やレシートを受け取り等を必ず行ってください。
- 国内旅行保険について
安心してご旅行をしていただくためにお客様ご自身で保険に入る事をお勧めいたします。国内旅行保険については当社へお問合せください。
- 当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。
- この条件に定めのない事項は当社募集企画旅行約款によります。又この条件書の間に内容の疑義が生じた場合、募集型企画旅行約款を優先いたします。

23. 個人情報保護に関する事項

ア. 当社は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報については、お客様との連絡や運送、宿泊機関などの手配の為に、利用させていただきます。必要範囲内において当該関係機関等に提供する場合は安全に取り扱います。

イ. 当社は、当社が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様にご提供させていただくことがあります。

● 旅行日程表(最終案内状)の送付

ご出発の7日～4日前頃までにご自宅へ送付いたしますので、到着後、お名前、出発日、集合時間、集合場所等をご確認ください。もしご変更がある場合、ご連絡ください。